

大田市告示第75号

大田市中心企業等活性化総合支援事業補助金交付要綱（平成17年大田市告示第94号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大田市長 楯野弘和

附則第4項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

別表中「

6 HACCP等導入支援事業	「HACCPに基づく衛生管理」又は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に取り組む経費	機械装置又は工具器具等の購入費、専門家委託費、研修費、設計費、工事費、旅費宿泊費（1名分）その他市長が特に必要と認める経費 （原則、民間団体によるHACCP認定取得に係る経費は対象外。ただし、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）による指定認定機関が定める業界団体認証取得に係る経費は対象とする）	当該補助対象経費の2分の1以内、 限度額20万円
7 アナゴブランド化事業	アナゴの魅力を発信し、市内経済活動の活性化に取り組むイベント等に要する経費	原材料等購入費、会場使用料、通信運搬費、広告宣伝費、印刷製本費、旅費宿泊費（1名分）その他市長が特に必要と認める経費	当該補助対象経費の3分の2以内、 限度額10万円
8 ブランド構築	事業者の連携による食を主体とした新たな	研修費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷製本費、会場使用料、	当該補助対象経費の3分の2以内、

支援事業	なブランドづくりに取り組む経費	旅費宿泊費（1名分）、デザイン委託費、デザイン購入費その他市長が特に必要と認める経費	限度額30万円
9 外国人市内消費拡大支援事業	市内等に居住する外国人の地域内消費促進に取り組む経費	デザイン委託費、デザイン購入費、印刷製本費、翻訳費、備品購入費、広告宣伝費その他市長が特に必要と認める経費	当該補助対象経費の2分の1以内、限度額5万円

」を「

6 中心市街地活性化イベント等支援事業	駅通りでのイベント開催や賑わい創出に繋がる取り組みに要する経費	会場使用料、通信運搬費、広告宣伝費、感染症対策に係る経費、講師等への謝礼金、その他市長が特に必要と認める経費	当該補助対象経費の3分の2以内、限度額20万円
7 あなごブランド化事業	あなごの魅力を発信し、市内経済活動の活性化に取り組むイベント等に要する経費	原材料等購入費、会場使用料、通信運搬費、広告宣伝費、印刷製本費、旅費宿泊費（1名分）その他市長が特に必要と認める経費	当該補助対象経費の3分の2以内、限度額10万円
8 外国人市内消費拡大支援事業	市内等に居住する外国人の地域内消費促進に取り組む経費	デザイン委託費、デザイン購入費、印刷製本費、翻訳費、備品購入費、広告宣伝費その他市長が特に必要と認める経費	当該補助対象経費の2分の1以内、限度額5万円

」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。